# アクティビティツアー向け新型コロナウイルス対策ガイドライン (第1版)

民泊三吉 令和4年5月25日

#### 1. はじめに

この新型コロナウイルス対策ガイドライン(以下、ガイドライン)は、以下の内容にてパッケージが構成されている。

- ガイドラインに関する説明書(この文章)
- チェックリスト(別紙 1)
- 健康管理シート(別紙 2)

観光施設における新型コロナウイルス対策は、チェックリストによる感染対策が主な作業となり、その作業をサポートするために健康管理シート、説明書が付属されている。

- 新型コロナウイルスに関する情報は日々更新されており、感染の拡大や対応については 地域差があるので、常に最新の情報を収集して、各地域の状況や要請にあった対応を行う。
- 2. ガイドラインを導入の目的

参加者に選ばれる施設となる

ガイドラインを導入することで、感染リスクを下げることが可能であり、施設運営のリスクも減少し、参加者も安心して、安全に観光を行うことができる。移動すること、非日常を体 験すること、人と会話すること、観光は人間の根本的な欲求であり、社会における多様性を 理解する基盤である。新型コロナウイルス感染症が持続する中では、参加者は安心と安全を 求めており、その要求に答えることにより、参加者に選ばれる観光施設となり継続的な営業が可能となる。

#### 医療や地域へ貢献できる

新型コロナウイルスは、人が集まる観光施設ではクラスター感染が比較的起こりやすいと予想される。各観光施設がしっかりと感染対策を行うことで、地域の医療崩壊を防ぎ、さらに 観光業界全体の持続的な発展に寄与することができる。

3. 新型コロナウイルス感染管理の概要について

#### 1) 感染管理の考え方

新型コロナウイルス感染症は、適切な感染管理を行えば、感染リスクを大幅に減らすことができる。しかし、新型コロナウイルスの特性上、感染リスクをゼロにすることができないので、感染が起こることも想定して感染管理を行っていく。

2) 感染管理の5つの柱について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策(感染している可能性の高い人をツアーに参加させ ない)と感染経路対策が重要である。以下の要素から構成される。

#### 感染源対策

- スタッフの健康管理(体温測定と健康管理)
- 参加者対策(注意喚起、体調チェックなど)

#### デルタ株等の変異株の拡大を踏まえた感染経路対策

- 接触感染対策
  - 石けんと流水による手洗い、アルコール消毒液(濃度 70%以上 95%以下のエタノール 等)による手指消毒
  - 高頻度接触部位の消毒
- 飛沫感染対策
  - 身体的距離(密集対策:原則 2m、最低 1m、人数制限も検討)
  - ○デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク着用(密接対策:不織布マスク推 奨)と 咳エチケットを周知・掲示徹底。飲食時等マスク着用していない場合は、会話 を控える。 マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が 望ましい旨周知 する。
  - 対面場面でのパーティション等による飛沫防止
- エアロゾル感染対策
  - 適切な換気(密閉対策)
  - 大声、歓声、歌唱等のエアロゾルが発生しやすい行動を控える (大音量の BGM は大声での会話を誘発する可能性があるので、BGM の音量を上げ すぎないよう留意する。)

※三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

#### 3) ハラスメントと差別の防止について

新型コロナウイルス感染者や発生した施設に対する世論は厳しく、施設のスタッフや参加者 に対してハラスメントや差別が発生しやすい状況である。特にスタッフのメンタルヘルスや コミュニケーションに対して、最大限の注意を払う必要がある。いかなるハラスメントや差別に対しても毅然とした態度で対応し、新型コロナウイルスの感染が疑われた場合には速や かに保健所に対応を相談していく。

チェックリストは、情報の管理に注意しながら、可能な形で記録として保存する。新型コロナウイルスの感染が発生した場合には、施設にて適切な感染症対策を行っていた証拠となり、保健所と情報共有がスムーズとなり、迅速かつ適切な対処が可能となる。また透明性を確保することで、世間からの風評被害を最小限にして、自施設のブランドが傷つくリスクが減少する。

チェックリスト導入の2ステップは、以下の通りである。

1) 各チェックリストは、3つの内容から構成されており、以下の方法で実際に活用し、記録として保存する。

チェックリストの項目	チェックリストの使い方
事前チェックリスト	施設責任者が、対外的な対応を調整する
営業チェックリスト	スタッフが日常の営業や運営にて使用する
その他	特殊な対応が必要な場合に活用する

- 2) チェックリストを数日使用した後は、スタッフが実際運営にあった感染対策のコミュニケーションを行い、項目の追加や削除、または文章の改訂を行って、自分たちの施設に あったチェックリストに改訂する。
- ※ 導入する施設内で各自コミュニケーションを行い、内容を改訂した方が、スタッフがチェックリストを自分のものと捉えて、より遵守率が高くなる。

#### 5. 感染対策

新型コロナウイルス感染予防対策の基本を以下に示す。

項目	基本的な感染予防対策
スタッフの 感染予防と 体調管理	<ul><li>スタッフは、就業日以外も含め、毎日の健康状態を把握する</li><li>スタッフは、出勤前に検温と体調チェックを行い、発熱または体調不良の場合は、出勤せず自宅待機とする。</li></ul>

■ スタッフは営業前に体温を測定して、体温を記録する ● スタッフは営業前に症状の有無を確認し、記録する(別紙 2 参照) ● スタッフの健康記録は、個人情報なので管理に十分注意し、原則とし て本人が管理するものとする ただし、上司が本人に同意の上で内容を確認することや保健所の要請 にて情報共有することは可能である ■ スタッフに発熱または別紙 2 に該当する症状があれば、衛生・健康管 理者に報告の上、直ちに自宅に戻り自宅待機するとともに、医療 機 関の受診を指示する ◆65歳以上のスタッフ、基礎疾患があるスタッフ、妊娠後期のスタッフは 感染時に重症化するリスクが高いので、産業医等(いなければ 担当 医)の意見を参考にして感染リスクの低い職場や業務に配慮する。 ■ スタッフは、業務上マスクの着用が健康・安全上不適切である場合を 除き、常時マスク着用することを強く要請する ※品質の確かな、できれば不織布マスクを使用。マスクの着用法に ついて、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイル ス感染症)」参照。 スタッフ同士やお客様と近い距離で接する頻度が高いなど、感染リス クが高い状況で業務を行うスタッフには、定期的な PCR 検査や抗 原 検査の活用を積極的に検討する ● 感染リスクが高まる「5 つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感 染予防対策の周知徹底を図る。 ● ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。 参加者対策 ● 体調が悪い方(発熱や有症状者)、濃厚接触者と判断され、感染者と の接触から14日以内の方は施設内への入場をお断りする旨来場を 掲示することを推奨する。 ● 来場時に、入口で検温及び体調確認を実施する。 ● 入場時に、発熱または感染が疑われる症状がある利用者は、他の利 用者や従業員との接触がない別室等で待機するか、入場を控えて いただく。 手指消毒 ● 利用者及び従業員は、石けんと流水またはアルコール溶液(濃度 70%~95%のエタノール)による手指消毒を定期的に行うよう要請 する。 特に多くの人が接触する箇所や、複数の人が共有するモノに触れた 後は、必ず手指消毒を行う。 必要に応じて利用者や従業員が手洗いや手指消毒ができるよう、施 設の入口及び施設内に手洗いや手指消毒設備を設置する。 消毒 ●利用者や従業員が頻繁に手を振れる箇所は、定期的に消毒剤を 使って清拭消毒する。 ● 環境の消毒・清掃に関しては、最低でも営業前の 1 日1回を原則とし て、施設の運営に合わせて、方法や回数を調整する

- 利用者や従業員が共用する備品は撤去するか使い捨て備品への変更を検討する。共用備品を継続的に使用する場合は、定期的に消毒剤により正面を清拭消毒する。
- 環境や備品の清拭消毒には、アルコール消毒液か塩素系漂白剤を 薄 めたものを使用することを推奨する。
- ◆ 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水などの空中への噴霧は、健康被害を引き起こす可能性があるので推奨しない
   ※消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照。

#### 換 気

- 屋内では、換気機能付きの空調機の利用や窓・ドアを開けることにより、常時又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)が行われるよう確認する。
- 機械換気設備により換気を行う時は、一人当たり毎時 30 ㎡の必要 換気量を確保できるよう外気取り入れ量を調整する。
- 一般的なエアコンは、室内の空気を循環させて温度調節をする構造 なので、換気機能はない。エアコンで室温を調整しつつ、窓開けな どで換気を行う。
- 窓を開けて換気する場合の注意点
  - ・居室の温度・相対湿度は、冬は温度 18℃以上・湿度 40%以上、夏は温度 28℃以下、湿度 70%以下を維持できる 2 方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に空気を通すこと。運動プログラムの場合は別途温度を調整する。
  - •循環式エアコンは温度をできるだけ低く(夏場)、高く(冬場)設定する。
  - 1 方向しか窓がない場合はドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加して開ける。
- 雨風機を開口部の方向に向け、室内の空気の外部への排出を促進することは、換気の効果を高める。
- 窓を開けると居室の温度 17°C以上 28°C以下、相対湿度 40%以上 70%以下を維持できない場合は加湿器を活用し、換気調整がうまく いかない場合には、必要に応じて HEPA(高性能)フィルターによる ろ過式の空気清浄機も活用する。
- フィルターを使用した設備を用いて換気する場合は、定期的なフィルター掃除またはフィルター交換を行う。 また、換気に加えて、CO2 測定装置の設置と常時モニター(

1000ppm 以下)の活用を検討する。なお、CO2 測定装置を設置 する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

#### 身体的距離

- 身体的距離とは 2m(最低 1m)、他者と物理的に離れることである
- 身体的距離を保てるように、整列する箇所には 2m(最低 1m)毎に シールを貼って待機場所を明示することを推奨する
- ●施設内にて掲示や口頭、放送にて、身体的距離を取ることを参加者に要請する。
- 異なるグループにおいては、グループの間で身体的距離を確保する ことが必要である

	<ul> <li>身体的距離が保てるように、時間やエリア、乗り物にて人数制限または貸し切りを行う</li> <li>水上や水中でも2m(最低1m)の身体的距離を保つ</li> <li>人と人とが対面する場所(対面の販売所・カウンターなど)では、アクリル板や透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。</li> </ul>
マスク着用	<ul> <li>スタッフ・参加者は、水中の活動などマスクの着用が危険または不適切な場合を除き、施設内では常時マスクを着用する。品質の確かな、できれば不織布マスクを使用する。</li> <li>ワクチン接種済みのスタッフ・参加者も、常時マスクを着用する。● 2歳未満にマスク着用は行わない、2歳以上5歳以下についてマスク着用は任意、6歳以上11歳以下については運動時以外はマスク着用、12歳以上についてはマスク着用については大人と同様とする。● 布マスクの場合、1日毎に消毒して使用する(使い捨ての場合は交換)</li> <li>マスクが着用できない人あるいはできない状況(熱中症の危険がある場合)では、身体的距離を保つことで飛沫感染を予防する。スタッフ・参加者ともに大声を出さない、必要がある場合はマイクや拡声器、案内板などの代替案で対応する</li> </ul>
その他	<ul> <li>スタッフ・参加者には厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) 及び地域通知サービス、QR コード読取の利用を促す。(COCOA をマナーモードで使用する際は電源と Bluetooth を on にする)</li> <li>動物の管理や動物との接触に関しては、施設と提携する獣医に相談することを推奨する。</li> <li>上記の感染防止策は業務で使用する車両内でも講じる。</li> </ul>

#### 6. 感染が疑われる場合の対処方法

- 1) 営業中に発熱等、感染を疑う症状が出た場合
- 参加者またはスタッフで、発熱、咳、その他の新型コロナウイルス感染を疑われる症状 が出た場合には、直ちに他のスタッフ・参加者との接触を避けられる場所に移動した上 で、症状を確認し、かかりつけ医や受診相談センターに相談する。
- コロナ感染症が疑われるスタッフに対しては、使用できる環境であれば、その従業員に対し、 『医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン』に従っ て、抗原簡易キットを活用し検査を実施する
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、周囲との接触を避け、保健所または 受診・相談センターに報告する。
- ●保健所の指示に従いながら、「接触者」に該当する参加者またはスタッフに対して速やかに 連絡をする。
- ・抗原簡易キットの購入・使用にあたっては、
  - 1. 連携医療機関を定めること
  - 2. 検体採取に関する注意点等を理解したスタッフの管理下での自己検体採取をすること
  - 3. 国が承認した抗原簡易キットを用いるこれら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、「7. その他参照したい 項目」内の「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」ならびに「職場における積極的な検査の促進について」を参照のこと。
- 感染が疑われる有症状者に対応するスタッフは、マスク、手袋、必要に応じてガウンやフェイスシールド、ゴーグルを着用して対応する
- ●保健所の要請に従って、積極的疫学調査に必要な情報の共有や営業に関する対応を行っていく
- 新型コロナウイルス感染症発生に関する休業や営業停止に関しては、補助金を含む特別 な社会保障が活用できる場合があるので、情報を収集して専門家に相談する 感染疑いの事案が発生した場合には、初期対応における迅速性と透明性が重要となるの で、迅速かつ誠実に、保健所・スタッフ・参加者とコミュニケーションを行う

#### 2) 救急対応に関して

- 体験中に気分が悪くなった場合には、スタッフはマスクと手袋をした状態で接触して対 処する
- 体験中に体調不良が続いた場合、発熱や新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、スタッフの判断で体験を中断して、救急車を呼ぶ
- スタッフまたは参加者に新型コロナウイルス感染が発生した場合には、施設責任者は、保健 所の指導に基づき、スタッフに速やかに連絡し、安全性が担保されるまで施設の休業と社 会保障の利用を考慮する

厚生労働省 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (令和 2 年 6 月 24 日)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf

8

厚生労働省 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト (令和2年3月31日)

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000616869.pdf

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa</a> 00138.html

職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について(令和3年6月25日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</a>

職場における積極的な検査の促進について(令和3年8月13日) https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf

#### 8. 参考文献

一般社団法人 日本フードサービス協会「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日)

公益財団法人 日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和 2 年 5 月 14 日)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症専門家委員会「新型コロナウイルス感染症対策の状 況分析・提言」(令和 2 年 5 月 14 日)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症専門家委員会「新しい生活様式」(令和2年5月4日)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日変更)

内閣官房長官新型コロナウイルス感染症対策推進室長「移行期間における都道府県の対応について」(令和 2 年 5 月 25 日)

8

Centers for Disease Control and Prevention「Guidance for cleaning and disinfection」(令和2年5月7日)

Centers for Disease Control and Prevention Interim guidance for administration of US K-12 schools and child care programs to plan, prepare, and respond to coronavirus disease(covid-19)」(令和 2 年 5 月 21 日)

9 Centers for Disease Control and Prevention Interim guidance: Get your mass gathering or large community events ready for coronavirus disease(covid-19)」(令和 2 年 5 月 12 日)

World Health Organization「Q&A: Children and masks related to COVID-19」(令和 2 年 8 月 21 日)

## 【営業段階で、一度はチェックすべき事項】

1事	1 事前チェックリスト (主に施設責任者が行う内容です)		
番 号	チェック	具体的な内容	
1		各アクティビティにおける感染リスク要因を特定し、その評価を行う。特に「感染 リスクの 高まる 5 つの場面」、「密閉」・「密集」・「密接」のいずれかが生じる 場面の観点から、感 染リスクを評価する。	
2		特定した感染リスク要因と感染の基本的な対策をもとに、各アクティビティの各場 面における感染予防対策を構築する。	
3		新型コロナウイルス感染症の疑いケースが発生した場合の対応を最寄りの保健所と 協議し、マニュアルの作成を行う。	
4		地元自治体のホームページ等にて地域の感染状況を確認する	
5		スタッフと参加者の健康情報を厳重に管理するファイルを用意する。スタッフの名 前と緊急連絡先、シフトをファイルに保存する。	
6		参加者代表者の名前と緊急連絡先、アクティビティ開始時刻を記録して保存する(保 管期間 1 か月後経過したら、適切な方法で廃棄すること)	
7		支払いに関して、事前清算(オンライン等)や非接触決済を導入する	
8		状況に応じて、営業時間単位での席や乗り物に関する人数制限(または貸し切り) を 行う	
9		室内施設(トイレ、着替え)の換気が弱い場所は、換気を行う方法(使用前後のドアの開放、空気清浄機の設置など)を考慮する	

# 【毎日の営業で、常にチェックすべき事項】

2 体	2 体験前チェックリスト(主にスタッフが行う内容です)		
番号	チェック	具体的な内容	
1		出勤前及び業務開始前に体温と健康状態を確認し、記録として保存する	
2		営業開始前に、接触部分や施設内の環境を消毒・清掃する	
3		営業中は、屋内施設において常時外気を導入して換気を行う。温度、湿度も適切な 範 囲であるかを確認する。	
4		営業中や休憩中は、スタッフ同士が身体的距離 2m(最低 1m)を保つようにす る。	

5	従業員等の休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。) ■休憩室等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにする。 ■休憩室等は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気する。 ■休憩室等では、お互いが適切な距離を確保し、対面で座らないよう座席を配置する。 ■休憩室等では、飲食時以外はマスクを着用し、会話をする場合も、必ずマスクを着けることを徹底する。 ■休憩室等で食事をする場合、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保する。十分な距離が確保しにくい場合は、テーブル上や隣席との間にアクリル板等でパーティションを設置する。◆洗面所等でのマスクを外した歯磨きやうがい、メイク等の際は、他の従業員と十分な距離を空け、会話を控える。 ■感染リスクの高い喫煙室は、同時に利用できる人数を制限し、喫煙室内での会話や携帯電話での通話を控えるよう徹底する。
---	---

	■休憩室等に設置されているテーブル、いす、自動販売機、給湯機等は、定期的に アルコール等による清拭消毒を行う。
6	共用トイレにおいて、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人 用タオルを持参してもらう。 ※なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アル コール 消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場 合は使用 を可とする。
7	スタッフは、マスクの着用が危険または不適切な場合を除き、施設内では常時マス クを着用する。
8	鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収す る人 はマスクや手袋を着用する。 マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。

3 入	3 入場時チェックリスト(主にスタッフが行う内容です)	
番号	チェック	具体的な内容
1		スタッフは、入場する参加者に手指消毒、身体的距離の確保、マスクの常時着用を掲示または口頭にて要請する。
2		スタッフは、入場時には、入場が重ならないように 1 組ずつ案内する
3		入場時には、参加者に手洗い、または手指消毒を行なってもらう。アルコールアレ ル ギーに注意。
4		参加者に、参加者全員の検温を行うとともに、感染が疑われる症状のある人や濃厚 接触者、海外から入国・帰国して 14 日以内の人がいないかを確認する(書面によ る確認とサインを考慮しても良い)

4 内容説明・精算時チェックリスト(主にスタッフが行う内容です)

番号	チェック	具体的な内容
1		スタッフは、内容説明に関して渡す資料を予め消毒しておく
2		説明時、スタッフは参加者と身体的距離 2m を確保し、できるだけ対面を避ける。 対面せざるを得ない場合は、スタッフと参加者との間に、頭を超える高さのアクリ ル板等のパーティションを設置し、飛沫感染を予防する。
3		スタッフは、できるだけ媒体(パンフレットやメニュー、動画)を用いて内容を説 明する
4		スタッフは、就業中常にマスクを着用する
5		現金精算の場合は、参加者にトレーにお金を置いてもらう

5 体	5 体験時チェックリスト(主にスタッフが行う内容です)		
番号	チェック	具体的な内容	
1		スタッフは、体験時に貸し出しするものは、貸し出し前に消毒する	
2		スタッフは危険防止等で必要な場合を除き、参加者及び他のスタッフとの接触を控える。	
3		体験時の座席や体験で乗車する車両内では、同じグループは同席として良いが、異なるグループが同じ場所で体験する場合は、グループ間の距離を 2m(最低 1m) 以上離した座席配置とする。距離の確保が難しい場合は、グループ間に頭を 超える高さのアクリル板等のパーティションを設置し、飛沫感染を予防する。	

4	大声での会話は控えるよう参加者に要請する
5	スタッフが参加者に接近して話しかける必要がある場合には、スタッフ、参加者ともマス クを着用していることを確認する。
6	スタッフは、体験終了時に、貸し出した物や使用した場所を消毒・清掃する

6 退	6 退場時チェックリスト(主にスタッフが行う内容です)		
番号	チェック	具体的な内容	
1		スタッフは、体験会場からの退場時に混雑が生じないように、グループに分かれて 退場 する等の案内・誘導を行う。	
2		スタッフは、参加者の退場時、身体的距離を保ったまま見送りを行う	
3		スタッフは、参加者の退場後、多くの人が触れる箇所を、消毒剤を使って清拭消毒 する。	

#### ●その他の注意点

#### 【屋外体験時の感染予防】

- 屋外においても、基本的な感染予防対策の確実な実行が必要である。また、屋外であって も、多人数 が密集する場面ではエアロゾル感染リスクが高まるので、屋外であっても密集は 避けるべきである。
- これまでに水を通じた感染事例は報告されていないが、水上や水中でも近接して会話をすれば飛沫感染リスクは同様にあるため、身体的距離2m(最低1m)を確保するとともに、スタッフと参加者間、参加者同士の会話はできるだけ控えるよう要請する。
- 水上や水中の活動では、窒息の可能性があるのでマスクは着用しない
- 室外の運動にて、他のグループと交流する際は、可能な限りマスクを着用するとともに、身 体的距離 2m(最低 1m)を確保する

#### 【こどもに関して】

● 2歳未満にマスク着用は行わない、

2歳以上5歳以下についてマスク着用は任意、

6歳以上11歳以下については運動時以外はマスク着用、

12歳以上についてはマスク着用については大人と同様とする。

動きまわる場合には、スタッフは保護者と相談して対処し、なるべく直接接触しない

#### 【更衣室・シャワールーム・浴室における感染予防】

更衣室やシャワールーム・浴室は、マスクを外して利用する場所であることに加え、「場面の切り替わり」で 注意力が低下しやすいことから、感染リスクが高い。

- 更衣室・シャワールーム・浴室では、会話はできるだけ控えるよう要請する。
- 更衣室・シャワールーム・浴室での密集を防ぐため、同時利用者の人数を制限する。
- 更衣室内では、1m 以上離れて着替えを行うようスタッフの案内や掲示で参加者に要請する。
- 更衣室・シャワールーム・浴室は、外気を導入して常時換気を行う。
- 機械換気を行う場合は、二酸化炭素濃度計を設置し、CO2 濃度が 1000ppm 未満を維持できるよう、 換気状況のモニタリングと換気強度の調整を行う。
- 複数の人が接触する部分(ロッカー、棚、バスケット等)を定期的に清拭消毒する。

#### 【飲食時の感染予防】

施設内で飲食を提供する場合は、接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、感染 予防対策として以下に留意する。

食事の提供をする際には自然と三密になることが多く、三密対策を徹底する 食品

衛生法を順守して、食品の安全と衛生を管理する

飲食用に感染防止策を行なったエリア以外での飲食を制限する

食事をする際は、できるだけ 2m(最低 1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工 夫する 食事中以外のマスク着用徹底、過度な飲酒の自粛

人数制限や利用時間をずらす工夫も行なう

料理の共有は避けて、個別の提供としたり、スタッフが取り分けたりする

詳細については「外食業の事業継続のためのガイドライン」(一般社団法人 日本フードサービス協 会)を参照する

## 健康管理シート

### スタッフ健康管理シート

スタッフ名 携帯連絡先

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
							·
月日	/	/	1	1	1	/	/
体温 	°C						
咳	有∙無						
咽頭痛	有∙無						
呼吸苦	有·無	有·無	有∙無	有∙無	有∙無	有∙無	有∙無
その他							
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
月日	1	1	1	1	1	1	1
体温	°C						
咳	有∙無						
咽頭痛	有∙無						
呼吸苦	有∙無						
その他							
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
月日	1	1	1	1	1	1	1
体温	°C						
咳	有∙無						
咽頭痛	有∙無						
呼吸苦	有∙無						
その他							
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
月日	/	1	1	1	1	1	1
体温	°C						

咳	有∙無						
咽頭痛	有∙無	有·無	有∙無	有∙無	有∙無	有∙無	有∙無
呼吸苦	有∙無	有·無	有∙無	有∙無	有·無	有·無	有∙無
その他							
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
月日	1	1	1	1	1	1	1
体温	°C	င	°C	လ	လ	လ	°C
咳	有∙無	有·無	有∙無	有∙無	有∙無	有·無	有∙無
咽頭痛	有∙無	有·無	有∙無	有∙無	有·無	有·無	有∙無
呼吸苦	有∙無	有·無	有∙無	有∙無	有∙無	有·無	有∙無
その他							

#### 16

#### 注意点

本シートは、スタッフの健康に関する情報で個人情報となるので、あらかじめ本人の許可を取った上で、原 則施設が管理するものとする。

保健所が要請した場合には、施設責任者の判断のもと、この記録用紙を提出しても良い。体温測定は非接触性の体温計を推奨し、発熱がある場合は休業と受診を考慮する。感染対策はスタッフに一定のストレスを与えるので、メンタルヘルスもアセスメントとケアを行なっていく。

新型コロナウイルスに感染した人に濃厚接触した場合は、速やかに施設責任者を通して、保健所に 報告する。

新型コロナウイルス感染症に関する予防や感染において、いかなる差別やハラスメントも許容できない。 公益財団法人 日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラ イン(令和 2 年 5 月 14 日)」を参考とした

#### 健康確認シート

#### 代表者名

#### 携帯連絡先

#### 日付

#### 参加者 1

- □平熱の範囲を上回る発熱がない
- □咳や咽頭痛、呼吸苦の症状がない
- □過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者だと連絡を受けていない □過
- 去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がない
- □新型コロナウイルスに関する感染リスクを理解し、必要に応じて保健所と情報共有することに同意する <u>サイン</u>

#### 参加者 2

- □平熱の範囲を上回る発熱がない
- □咳や咽頭痛、呼吸苦の症状がない
- □過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者だと連絡を受けていない □過
- 去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がない
- □新型コロナウイルスに関する感染リスクを理解し、必要に応じて保健所と情報共有することに同意する <u>サイン</u>

#### 参加者3

- □平熱の範囲を上回る発熱がない
- □咳や咽頭痛、呼吸苦の症状がない
- □過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者だと連絡を受けていない □過
- 去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がない
- □新型コロナウイルスに関する感染リスクを理解し、必要に応じて保健所と情報共有することに同意する <u>サイン</u>

#### 参加者 4

- □平熱の範囲を上回る発熱がない
- □咳や咽頭痛、呼吸苦の症状がない
- □過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者だと連絡を受けていない □過
- 去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がない
- □新型コロナウイルスに関する感染リスクを理解し、必要に応じて保健所と情報共有することに同意する <u>サイン</u>

#### 参加者 5

- □平熱の範囲を上回る発熱がない
- □咳や咽頭痛、呼吸苦の症状がない
- □過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者だと連絡を受けていない □過
- 去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がない
- □新型コロナウイルスに関する感染リスクを理解し、必要に応じて保健所と情報共有することに同意する <u>サイン</u>

公益財団法人 日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)」を参考とした